

# 財形住宅・年金貯蓄を利用されている皆様へ ～財形住宅・年金貯蓄非課税特例のご案内～

東日本大震災により被害を受けた方が、財形住宅・年金貯蓄を要件外で払出す際、本来課税される税金が非課税として扱われる特例があります。

## 1 非課税の払い出しについて

財形住宅貯蓄・年金貯蓄を東日本大震災により被害を受けた方が要件外で払出す際には、税務署に所要の申請を行い、**税務署長から確認を受けることで、利子等に対する課税が行われずに払出すことができます。**

詳しくは税務署へおたずねください。

- ※ 平成24年3月10日までに払出しされた場合に適用されます。
- ※ 確認申請には、り災証明書等の被災したことがわかる書類や、被災時点で被災地が住所地であったことがわかる書類をご用意ください。

## 2 所得税・住民税の還付について

東日本大震災により被害を受け、平成23年4月26日までに財形住宅貯蓄・年金貯蓄の要件外払出しを行った方は、利子等に対して課税された、所得税・住民税の還付を受けることができます。所得税の還付については税務署へ、住民税の還付については受入機関の営業所等（お取引店舗等）所在地の都道府県へおたずねください。

- ※ 平成24年3月10日までに還付請求された場合に適用されます。
- ※ 確認申請には、り災証明書等の被災したことがわかる書類や、被災時点で被災地が住所地であったことがわかる書類をご用意ください。